

冷静で合理的な判断を妨げる行為から消費者を守ります。

④ 自由な意思の形成を妨害する行為

■人の弱みにつけ込んで消費者の判断を歪める行為は禁止です。

おどしたり、不安にさせたり、正常な判断ができない状態に陥らせたり、勧誘を拒否しているのに勧誘したり、迷っている消費者に決断を強要したり、消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて勧誘することは不当な取引方法です。

[例]



不当な取引方法

勧誘を拒否しているのに勧誘すること。

[例]



不当な取引方法

消費者の私生活や業務に支障のある時間に訪問したり、電話をかけ勧誘すること。

一方的で道理に合わない契約から消費者を守ります。

⑤ 不当な内容の契約

■契約書にウソを書くことや、消費者に一方的に不利な内容で契約することは禁止です。

虚偽の内容を契約書に記載したり、不必要な量の商品を購入させたり、消費者に一方的に不利な内容の契約を締結させることは不当な取引方法です。

[例]



不当な取引方法

消費者に一方的に不利な内容の契約を締結させること。

[例]



不当な取引方法

不当に高額な違約金を消費者から求める契約を締結させること。